

(設置)

第一条 県民の心身の健全な発達及び体育・スポーツの普及振興を図るとともに文化の向上並びに国際交流及び集客交流の促進を図るため、三重県営サンアリーナ(以下「サンアリーナ」という。)を伊勢市に設置する。

(事業)

第二条 サンアリーナにおいては、次の事業を行う。

- 一 メインアリーナ、サブアリーナその他の施設(設備及び器具を含む。以下「施設等」という。)を利用に供すること。
- 二 県民の心身の健全な発達及び体育・スポーツの普及振興に係る研修及び指導を行うこと。
- 三 講演会、展示会等の開催その他文化の振興に必要な事業
- 四 国際交流及び集客交流の促進を図るために必要な事業
- 五 飲食サービス、物品販売サービスその他のサービスの提供及びこれらに必要な場所を利用に供すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

第三条 サンアリーナの管理は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて、知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせる。

- 2 議会の議員、知事、副知事並びに法第百八十条の五第一項及び第二項に規定する委員会の委員又は委員は、主としてサンアリーナの管理を行う指定管理者の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人(以下この条において「役員等」という。)たることができない。ただし、議会の議員以外の者が、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している指定管理者の役員等になる場合は、この限りでない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第四条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第二条に規定する事業の実施に関する業務
- 二 サンアリーナの施設等の利用の許可等に関する業務
- 三 第十七条第一項に規定する利用料金の収受等に関する業務
- 四 サンアリーナの施設等の維持管理及び修繕に関する業務
- 五 前各号に掲げる業務のほか、知事がサンアリーナの管理上必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第五条 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を添えて、知事に申請しなければならない。

(指定管理者の指定)

第六条 知事は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準によりその申請を審査しなければならない。

- 一 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
 - 二 事業計画の内容が、サンアリーナの施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。
 - 三 事業計画の内容が、サンアリーナの効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。
 - 四 事業計画の内容が、サンアリーナの施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。
 - 五 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。
- 2 知事は、前項の規定により審査した結果、サンアリーナを最も効果的に管理することができるものと認めたものを、議会の議決を経て指定管理者として指定する。

(選定委員会)

第六条の二 知事は、前条第一項の審査を適正に行うため、知事の附属機関として、指定管理者の選定に関する委員会（以下この条において「選定委員会」という。）を置く。

- 2 選定委員会は、知事の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。
- 一 審査基準及び配点表の作成に関する事項
 - 二 指定管理者の指定を受けようとするものから提出される事業計画書等の審査に関する事項
 - 三 その他指定管理者の選定を行うに当たって必要な事項
- 3 選定委員会は、委員五人以上十人以内で組織し、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満としないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。
- 4 委員は、サンアリーナの管理に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 5 委員の任期は、任命の日から前条第二項の規定により指定管理者を指定する日までとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(指定等の告示)

第七条 知事は、次に掲げる場合には、その旨を告示するものとする。

- 一 第六条第二項の規定により指定管理者を指定したとき。
- 二 法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
- 三 第十七条第二項の規定により利用料金を承認したとき。

(協定の締結)

第八条 知事は、指定管理者と次に掲げる事項を定めた協定を締結するものとする。

- 一 サンアリーナの管理に関する事項
- 二 次条に規定する事業報告書に関する事項
- 三 法第二百四十四条の二第十一項に規定する指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- 四 管理の業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- 五 県が支払うべき管理費用に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(事業報告書の作成及び提出)

第九条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して二月以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

- 一 サンアリーナの管理の業務の実施状況及び利用状況
- 二 第十七条第一項に規定する利用料金の収入の実績
- 三 サンアリーナの管理の業務に係る経費の収支状況
- 四 前三号に掲げるもののほか、サンアリーナの管理の業務の実態を把握するために必要な事項

(業務状況の聴取等)

第十条 知事は、サンアリーナの管理の適正を期するため、指定管理者に対して、その管理の業務又は経理の状況に関し毎年度一回又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(知事による管理)

第十一条 知事は、法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定管理者が天災その他の事由により管理の業務の全部若しくは一部を行うことが困難となった場合において必要があると認めるときは、管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

- 2 前項の規定により知事が管理の業務を行うときは、知事は、別表に掲げる金額の範囲内において、知事が定める使用料を徴収するものとする。
- 3 第十八条から第二十条まで及び別表の規定は、前項の規定による使用料の徴収について準用する。この場合において、第十八条から第二十条までの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。

(開館日及び利用時間)

第十二条 サンアリーナの開館日及び利用時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、サンアリーナの管理上必要があるときは、臨時に休館し、又は利用時間を変更することができる。

開館日	一月一日から十二月三十一日までの日
利用時間	午前九時から午後九時まで

(利用の許可)

第十三条 サンアリーナの施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

- 2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。

- 一 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
 - 二 サンアリーナの施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
 - 三 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。第十六条第一項第四号において同じ。）の利益になると認められるとき。
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、サンアリーナの管理上支障があると認められるとき。
- 3 指定管理者は、サンアリーナの管理上必要があると認めるときは、第一項の許可に条件を付けることができる。

（利用権の譲渡及び転貸の禁止）

第十四条 前条第一項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、サンアリーナの施設等を利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（利用者等に対する指示）

第十五条 指定管理者は、サンアリーナの施設等の保全その他サンアリーナの管理上必要があるときは、利用者その他の関係者（第二十二条において「利用者等」という。）に対し必要な指示をすることができる。

（利用の制限等）

第十六条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じることができる。

- 一 利用者が許可を受けた利用の目的に違反したとき。
 - 二 利用者がこの条例又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。
 - 三 利用者が偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。
 - 四 暴力団の利益になると認められるとき。
 - 五 天災その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき。
 - 六 公益上必要があると認められるとき。
 - 七 前各号に掲げる場合のほか、サンアリーナの管理上特に必要があると認められるとき。
- 2 利用者は、その利用が終了したとき、又は前項の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命じられたときは、その利用したサンアリーナの施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

（利用料金の収入）

第十七条 指定管理者は、サンアリーナの施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を自己の収入として収受するものとする。

- 2 利用料金は、指定管理者が別表に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について知事の承認を受けなければならない。

（利用料金の納入）

第十八条 利用者は、利用料金を指定管理者に前納しなければならない。ただし、指定管理者が全部又は一部の後納を認める場合は、この限りでない。

(利用料金の減免)

第十九条 指定管理者は、公益上必要があると認められるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第二十条 既に納入された利用料金は、返還しない。ただし、利用者の責めに帰さない事由によりサンアリーナの施設等を利用できないとき、又は指定管理者が指定する日までに利用の申込みを取り消したときは、指定管理者は、利用料金の全部又は一部を返還することができる。

(原状回復義務)

第二十一条 指定管理者は、指定の期間が満了したとき、又は法第二百四十四条の第二十一項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理を行わなくなったサンアリーナの施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第二十二条 指定管理者又は利用者等は、故意又は過失によりサンアリーナの施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十三条 指定管理者の役員及び職員並びにこれらの者であった者は、サンアリーナの管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(規則への委任)

第二十四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成六年六月一日から施行する。ただし、第二条から第十条まで及び第十二条から第十四条までの規定は、平成七年一月四日から施行する。

附 則（平成六年十二月二十二日三重県条例第五十二号）

- 1 この条例は、平成七年二月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成九年三月二十五日三重県条例第三十九号）

この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成十年三月二十七日三重県条例第二十三号）

この条例は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年三月十九日三重県条例第八号抄）

- 1 この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年三月二十六日三重県条例第三十三号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第九条を削り、第十条を第九条とし、第十一条を第十条とし、同条の次に一条を加える改正規定（第十一条第二項に係る部分に限る。）及び別表の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 公布の日からこの条例の施行の日の前日までの間における三重県営サンアリーナの施設（設備を含む。）の使用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成十七年六月二十八日三重県条例第六十一号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、附則第五項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に三重県営サンアリーナの使用の許可を受けている者に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前に改正前の三重県営サンアリーナ条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の三重県営サンアリーナ条例（附則第五項において「新条例」という。）の規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 5 新条例第三条第一項の規定による指定及びそれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

附 則（平成十八年六月三十日三重県条例第六十五号）

この条例は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則（平成十九年三月二十日三重県条例第三号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。（後略）

（出納長等に関する経過措置）

- 2 この条例の施行の際改正法附則第三条第一項の規定により在職する出納長の任期中に限り、第八条の規定による改正前の同条各号に掲げる条例の規定（中略）は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（平成十九年七月四日三重県条例第五十二号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十六年三月二十七日三重県条例第六十二号）

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前において、三重県営サンアリーナ条例第三条第一項に規定する指定管理者から同条例第十七条第二項の規定により利用料金の承認の申請があった場合には、知事は、当該利用料金の変更の理由が消費税法等の一部改正によるものであるときに限り、この条例による改正後の三重県営サンアリーナ条例の規定に基づき利用料金の承認を行うことができる。

6月23日第1回選定委員会配布資料
別表（第十一条、第十七条関係）

一 施設

区分		一時間当たりの金額（円）	
メインアリーナ	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	入場料を徴収しない場合	一八、〇〇〇 (二一、六〇〇)
		入場料を徴収する場合	一八五、〇〇〇 (二二二、〇〇〇)
	音楽、プロスポーツ等の興行に利用する場合		一八五、〇〇〇 (二二二、〇〇〇)
	式典、集会等に利用する場合		五五、〇〇〇 (六六、〇〇〇)
	展示会、見本市等に利用する場合		七四、〇〇〇 (八八、八〇〇)
サブアリーナ	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	入場料を徴収しない場合	五、〇〇〇 (六、〇〇〇)
		入場料を徴収する場合	五一、〇〇〇 (六一、二〇〇)
	音楽、プロスポーツ等の興行に利用する場合		五一、〇〇〇 (六一、二〇〇)
	式典、集会等に利用する場合		二〇、〇〇〇 (二四、〇〇〇)
	展示会、見本市等に利用する場合		三〇、〇〇〇 (三六、〇〇〇)
第一特別室		一〇、〇〇〇	
第二特別室		一〇、〇〇〇	
国際会議室	営利又は宣伝を目的とする催物に利用する場合	二〇、〇〇〇	
	その他に利用する場合	一〇、〇〇〇	
レセプション室	営利又は宣伝を目的とする催物に利用する場合	二〇、〇〇〇	
	その他に利用する場合	一〇、〇〇〇	
第一会議室		二、〇〇〇	
第二会議室		二、〇〇〇	
第三会議室	営利又は宣伝を目的とする催物に利用する場合	八、〇〇〇	
	その他に利用する場合	四、〇〇〇	
第四会議室		八、〇〇〇	

	その他に利用する場合	四、〇〇〇
第五会議室	営利又は宣伝を目的とする催物に利用する場合	八、〇〇〇
	その他に利用する場合	四、〇〇〇
フィットネススタジオ		二、〇〇〇 (二、四〇〇)

備考

- 一 ()の金額は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日及び十二月二十九日から翌年の一月三日までの日に利用する場合の額とする。
- 二 入場料とは入場料以外に会費等これに類するものも含む。
- 三 利用時間が一時間に満たない場合は、一時間とする。
- 四 準備又は撤去のため使用する場合の金額は、この表に掲げる額の二分の一に相当する額とする。

二 飲食サービス、物品販売サービスその他のサービスに必要な場所

区分	一年間の金額（円）
レストラン	二、九一〇、〇〇〇
その他の場所（一平方メートル当たり）	四九、〇〇〇

備考

- 一 その他の場所については、利用する面積が一平方メートル未満の場合は、一平方メートルとする。
- 二 金額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

三 特定設備

区分	単位	金額（円）	
電光表示盤	一台一日につき	四、七〇〇	
大型映像装置	一時間につき	一〇、二〇〇	
音響設備	メインアリーナ	一日につき	二二、六〇〇
	サブアリーナ	一日につき	三、七〇〇
照明設備	メインアリーナ	一時間につき	七、四〇〇
	サブアリーナ	一時間につき	二、五〇〇
冷暖房設備	メインアリーナ	一時間につき	三〇、八〇〇
	サブアリーナ	一時間につき	一二、九〇〇
壁面収納可動席	一区画一日につき	一五、二〇〇	

四 設備等

区分	金額（円）
設備及び器具一点又は一式につき	一八、五〇〇

(趣旨)

第一条 この規則は、三重県営サンアリーナ条例（平成六年三重県条例第四号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第二条 条例第五条の規定により申請をしようとするものは、知事が指定する日までに、指定管理者指定申請書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 条例第五条に規定する事業計画書
- 二 定款、規約その他これらに類する書類
- 三 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- 四 貸借対照表、損益計算書その他経営状況に関する書類
- 五 その他知事が必要と認める書類

(委員長)

第三条 条例第六条の二第一項に規定する選定委員会（以下「選定委員会」という。）に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第四条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 選定委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 選定委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 選定委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第五条 選定委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属させる委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の会務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長の指名する委員がその職務を行う。

(委員の責務)

第六条 委員は、条例第五条の規定により指定管理者の指定を申請したもの（次項及び次条において「申請団体」という。）に対し、指定管理者の選定に関する情報の提供、助言その他の援助を行ってはならない。

- 2 委員は、次に掲げる場合には、速やかに知事に報告しなければならない。

- 一 委員が申請団体と利害関係を有すると認められる場合
- 二 申請団体から委員に対し、指定管理者の選定に関する働きかけがあった場合
- 三 委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員の除斥)

第七条 委員は、申請団体と利害関係を有すると認められる場合は、その職務の執行から除斥される。

(庶務)

第八条 選定委員会の庶務は、雇用経済部において処理する。

(選定委員会への委任)

第九条 第三条から前条までに定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

(委任)

第十条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

附 則(平成十四年三月二十六日三重県規則第十八号)

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則(平成十七年六月二十八日三重県規則第五十八号)

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 三重県営サンアリーナ条例の一部を改正する条例(平成十七年三重県条例第六十一号)附則第五項に規定する指定及びそれに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても、この規則による改正後の三重県営サンアリーナ条例施行規則第二条の規定の例により行うものとする。

附 則(平成二十年三月二十五日三重県規則第十九号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条第二号の改正規定は、平成二十年十二月一日から施行する。

附 則(平成二十四年三月三十日三重県規則第十九号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。